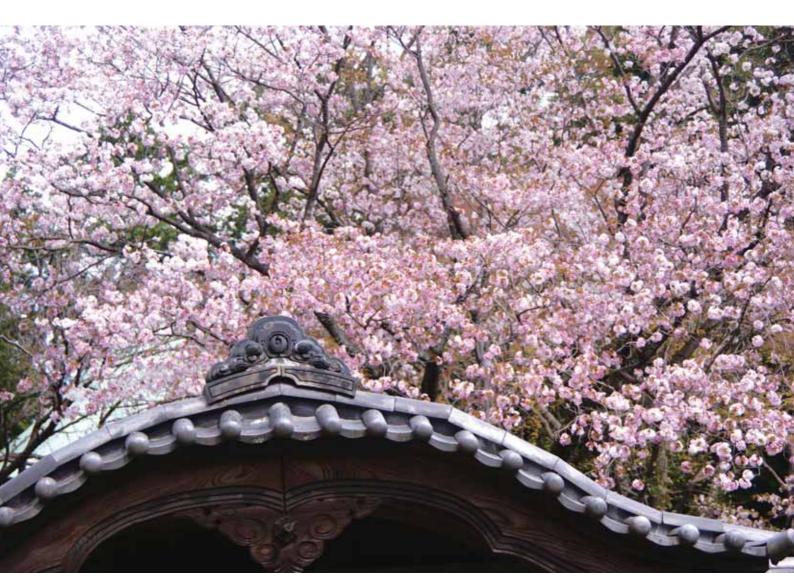
行政書士 したまたり

- ・伊東市と大規模災害協定締結
- ・新たな窓口表示板の設置活動



沼津市光長寺





25年4月5日

本会と伊東市が「大規模災害時における被災者支援協定」を締結しました。

(於:伊東市役所会議室)



左: 佃 弘巳伊東市長と右: 岸本会長



本会と県内市町で初となる協定締結に 報道各社(静岡放送)が多数取材



取材を受ける岸本会長

目 次

行政書士法違反書類の県内市町各機関への提出排除に関する請 新たな窓口表示板の設置活動について			2	2
伊東市と大規模災害時における被災者支援協定締結			·····∠	1
2月22日行政書士記念日電話相談の報告		•••••	····· /	7
新入会員研修会		•••••		3
投 稿				
ロッシュのピストル	静岡支部	佐藤	吉男1	C
掲 示 板			•••••1	3
会員の動静		•••••	•••••1	4
会議議事録 要約		•••••	•••••1	8
会 務 録		•••••	3	6
講習会・研修会		•••••	3	S
編集室・編集後記			4	C

行政書士法違反書類の県内市町各機関への提出排除に関する請願と 新たな窓口表示板の設置活動について

法務経理部長 中 山 正 道

行政書士法に違反する行為をチェックし、必要に応じて対応措置をとることは行政書士会の重要な事業の一つです。法務委員会では非行政書士の排除を委員会活動の大きなテーマの一つとして取り組んでいます。

静岡県行政書士会では平成4年に静岡県議会に窓口 業務の適正化を求める請願を行い、平成4年12月11日 に採択されたことにより、県の出先機関(土木事務所、 保健所、警察等)及び県内各市町村(当時)の各関係 窓口に窓口表示板を設置し、窓口規制に一定の効果を 上げることができました。しかしながら請願採択から 20年以上が経過し、県から市町への権限移譲の進捗、 時間の経過による各組織の認識の希薄化、また新たな 政令市の誕生や平成の大合併などに伴う市町の組織変 更等による表示板の滅失等があり、各市町の窓口にお いて非行政書士の行為が様々な形で表面化してきてい ることが見聞きされるようになってきました。さらに この数年間の社会情勢の変化により、個人情報の保護 という考え方が台頭し、本人確認の手続きが一般化し てきたこと及び請願採択時後に成立した政令市へは請 願活動が未着手であった点も考慮し、今回の請願活動 を展開することとしました。

最初に政令市である浜松市議会に対する請願活動から着手。日頃から西遠支部が顧問市議として交流している市議会議員に対し請願内容の趣旨説明と必要性を訴える活動を展開し、顧問市議の理解を得て、市議会の全会派への趣旨説明と理解を求めました。

この請願の重要なポイントは以下の点です。

- ①非行政書士の排除は市民の権利擁護のためであるこ
- ②政令市に対する全国で初めての請願であること
- ③申請業務を行うときには常に行政書士証票並びに会員証を携行し、その身分を明らかにしているため、 市窓口においても本人以外のものが提出行為をした

場合は、代理人等の身分・ 資格を確認することの徹底、 及びその行為が本人自らに おいてなされている場合は 本人確認をするよう、関係 する市内すべての窓口に対 し指導の徹底を図るよう申 し入れた請願であること



これらの活動の結果、浜松市議会では全会派の代表 者が推薦議員として、請願書に署名していただき、平 成24年3月22日の3月議会において全会一致で採択さ れました。

請願は、全会一致で採択された極めて希なケースとして、議会から浜松市当局を通じて各窓口へ趣旨の徹底を図るよう指導がなされ、改めて請願の重要性を認識させられました。

また、請願の内容を取り込んで表記内容を改めた新たな窓口表示板を作成し、市当局と打合せの上、関係する窓口に表示板を設置することとなり、請願活動の大きな成果を得ることができました。

浜松市と同じ政令市である静岡市においても同様の 請願活動を並行的に展開し、こちらも同じ平成24年3 月22日に全会一致で採択されました。静岡市でも新た な窓口表示板が関係する窓口に設置されています。

また他の市への展開として実施した磐田市及び森町については、それぞれの議会の委員会に請願者として 出席し、市議及び町議に直接請願の趣旨説明を行い、 質疑応答のなかで、必要性を説いて理解を得ることが できました。

その結果として以下のような成果を得ています。

•磐田市:平成24年7月12日請願採択

森町:平成24年8月17日要望書提出、平成24年9月24日請願採択

上記の両市町においても、新たな窓口表示板の設置 (入替中)が行われています。

一方、請願活動の中で議会と市当局の話し合いがもたれ、市長及び市当局がその趣旨を理解して、請願採択と同様に対応していただいたのは三島市のケースです。請願活動を展開し、交流のある市議会議員へのコンタクトを進める中で、市長及び市当局の理解を得られることとなり、平成24年10月16日三島市長への要望書という形で他の市町で採択された請願と同じ内容のものを提出しました。市当局は新たな窓口表示板の設置にも協力的で、短期間に設置することができました。

最新の情報として御殿場市議会の請願採択があります。御殿場市議会へも請願活動を進めていましたが、3月議会で本会議への付託を判断するための議会運営委員会へ、請願者として出席し、質疑応答の中で趣旨説明と請願の必要性を訴える機会を得ました。その結果、請願が本会議へ付託され、本年3月26日の本会議で無事採択されました。今後は請願を具体化するため、新たな窓口表示板の設置を市当局と協議し、推進してゆくこととなります。

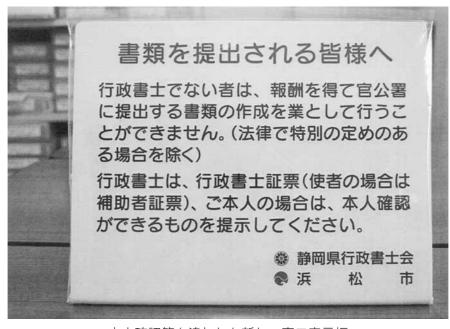
現在までに結果の出た自治体についての報告は以上ですが、各自治体への請願とその後のフォローには、 関係する各支部の力強い協力がありました。この場を 借りてお礼申し上げます。ありがとうございました。

その他の市町への請願活動も継続的に実施しています。各自治体の事情もあり進み具合はそれぞれですが、 県内すべての市町への請願達成を目指して活動しています。

また、静岡県に対しても、現在設置している窓口表示板に「提出者本人又は代理人の身分・資格確認を徹底すること」を旨とした追加依頼を静岡県議会に働き掛け、現在静岡県当局と協議に入ったところです。新たな窓口表示板が県内各所の行政窓口に設置でき、非行政書士の排除につながるよう活動を継続して行きます。

この請願活動は会員の皆さんが行政窓口にて申請行 為を行う場合、当然実施している自らの身分を証する 行政書士証票及び会員証の携帯と提示を前提にしてい ます。行政窓口へ出向くときは今一度行政書士証票と 会員証の携帯のご確認をお願いします。

以上のように請願活動を展開し、一定の成果を得ていますが、いまだ緒についてばかりです。県内すべての市町へ行き渡らせるためには、会員各位及び関係各支部の協力なくしては到底達成出きません。皆さんのご支援とご協力をお願いします。



本人確認等を追加した新しい窓口表示板

静岡県行政書士会

大規模災害時における被災者支援協定に関する提言

本会では、県内の市町に「大規模災害時における被 災者支援協力に関する協定」の締結を提言しています。 阪神淡路大震災の教訓から本会が自然災害基金を創設 以降、災害時に本会会員のためだけでなく、広く県民 の安心・安全を確保するため社会貢献の一助となるよ

う模索してきた結果この度の提言になりました。

本会の大規模災害時における被災者支援対策の取り 組みの経緯は次の通りです。また提言の趣旨、内容等 は提言書をご覧ください。

- 大規模災害被災者等支援対策取り組みの経緯 -

平成17(2005)年度~平成24(2013)年度

平成17(2005)年5月 自然災害基金の創設(阪神淡路大震災の情報収集を受けて)

平成23(2011)年3月 東日本大震災法律相談Q&A資料収集

平成23(2011)年5月 定時総会 危機管理特別委員会立ち上げ

災害発生時の対策、会員安否確認

会員データファイル (安否確認) の作成を検討開始

文書管理、電子データの保管場所等

平成24(2012)年2月 東日本大震災から学ぶ「新しい東海地震像」地震防災センター

平成24(2012)年2月 パーソンファインダー(安否確認情報サイト)

平成24(2012)年2月 法テラス静岡災害マニュアル、被災者支援の説明を受けた。

平成24(2012)年4月 静岡県と国土地理院が防災協定締結

平成24(2012)年5月 財政調整基金の創設(平成25年3月積立予定)

大規模災害時の会費免除、減額、延納対策、被災支部支援

平成24(2012)年8月 南海トラフの巨大地震による津波高・浸水被害等公表

平成24(2012)年9月 行政懇談会において被災者支援について協議

平成24(2012)年10月 熱海市、伊東市、伊豆市、伊豆の国市官庁訪問

大規模災害時における被災者支援について行政書士を活用することについて関心が高いこ

とを確認できた。

平成25 (2013) 年1月 大規模災害被災者支援協定(案)の策定

平成25 (2013) 年 3 月 各支部長に大規模災害被災者支援協定に関する協定締結の提案書の県内市町への提出を依

-4 -

頼

平成25 (2013) 年4月 伊東市と大規模災害被災者支援協定を締結

4月5日伊東市役所において調印式を行う。

平成25(2013)年

4月~6月 熱海市、富士宮市と大規模災害被災者支援協定締結の予定

沼津市は協議中

平成25 (2013) 年 6 月 県の第 4 次被害想定完成予定

(提言書)

県内市町へ大規模災害時における被災者支援協定に関する提言

1. 提言の趣旨

国(内閣府)が平成24年8月に発表した「南海トラフの巨大地震(東海・東南海・南海地震3連動発生など)による津波高・浸水域等及び被害想定」によれば、県内の被害は最悪のケースで死者数10万9千人、全壊建物数31万9千棟に及び東海地震の想定を大きく上回るとされています。

阪神淡路大震災及び今回発生した東日本大震災時には、災害発生直後から極めて多くの相談事例があり、 震災発生数日後からわれわれ専門士業が専門分野毎に連携して被災者を対象とした無料相談で対応していま す。

これを受け本会は、会員だけでなく顧客を通じて県民の安否確認をし、広く県民の安心・安全を確保するため県がすすめる自助、共助、公助の一角を担うことの可能性を探って参りました。そうした中、行政書士業務の中において、官公署に提出する書類の作成及びその他権利義務又は事実証明に関する書類に関する相談事例が数多くあることを知りました。このことは、行政書士が作成することができる契約その他に関する書類の作成代理や相談に応じることも業務とされていることから積極的に取り組むことが可能であります。そのため、災害時に現実にその機能を果たすためには、県をはじめ市町との連携が不可欠であり、災害発生時に行政書士による相談を円滑に行うための協定締結は欠かせません。

よって、共助の観点から「大規模災害時における被災者支援協力に関する協定」を締結することで、広く県民に対する社会貢献の一助と致したく提言致します。

2. 大規模災害に対応する行政書士業務の内容

大規模災害における相談業務は、迅速、かつ、的確に対応することが求められております。特に、県民の権利義務に関する相談活動等は、個人情報が多く含まれていることから行政書士法第12条に「秘密を守る義務」が定められている行政書士が行うことで権利の侵害など起きる懸念を払拭することができます。

とりわけ沿岸部の市町は、庁舎や職員自体の被災も大きいことが想定されるだけに、行政機能の低下も危惧されます。一方、被災住民は、必要な行政情報や専門的な情報が得られず、不安や悩みを増大させることも考えられます。

よって、被災者支援相談窓口の設置や手薄となった県又は市町への会員派遣による窓口での相談や書類作成を専門的知識を有する行政書士に委ねることにより、広く県民の安心・安全に寄与できるものと思料します。

因みに、行政書士が関与できる書類作成や相談業務は、次項のとおりであり、協定書締結により、行政が必要とする業務を指定することで当該業務の専門的知識を有する会員を派遣できるものと提言するものであります。

3. 行政書士が関与できる書類作成や相談業務の事例

(1) 行政書士

行政書士による被災者支援電話無料相談所の開設 避難所等における被災者台帳の作成支援 被災証明、罹災証明、災害見舞金の交付申請 自治体に係る税の還付及び減免申請 許認可申請及び許認可証再交付申請

相続・遺言に関する相談

戸籍・住民票の写しの交付申請、住民異動届

保育所・幼稚園・義務教育諸学校の転入学届等の提出

高等学校又は大学等の授業料減免申請、提出代理

罹災処理法を含む借地・借家関係、建物再建の相談

行政に対する要望(生活再建支援プラン)、陳情書等の作成及び提出支援

土地利用、農地法及び都市計画法に関する相談

不在者の財産管理、パスポートの再取得申請代理

社労業務取扱証明書を所持する行政書士 国民健康保険、国民年金被保険者資格の取得、喪失届、保険料、医療費の減免申請 健康保険、厚生年金被保険者資格の取得、喪失届、保険給付、年金

申請取次行政書士

入管申請(入国、在留関係)手続き支援、留学生の生活支援(資格外活動)

(4) 本人確認

被災者が印鑑を喪失し届出書又は申請書に押印ができない場合の特例措置として、被災者に限り、届出 書等に本人が署名したものに行政書士が代理人として職印を押印することで書類の受付を県や市町が認め ることを地域防災計画などに明記する。

東市と話し合いを進めてき

「国民保険」や「年金」の

以 上

平成25年4月6日 静岡新聞

建のために必要な行政 破災者の迅速な生活再 一の手続きをサポート **大規模災害発生時、**

災者支援に関する協定 会と伊東市は5日、被 しようと、県行政書士

大災害時に被災者支援 と結ぶのは初めて。伊 した協定を県内の市町 伊東市が協定県行政書士会 県行政書士会がこう

る 請に応じて会員を派遣 合、県行政書士会が要の被害に見舞われた場 東市が地震や津波など 相談窓口を設置す

災害時協力協定を結んだ佃弘巳伊東市長(左)と 岸本敏和県行政書士会長二伊東市役所

) 伊東市

が予想される被災証明 や罹災証明、 ほしい」と語った。 岸本会長は「ほかの市 は大変心強い」と話し、 応援態勢が確立するの 定書に調印した。 長と岸本敏和会長が協 結式を開き、佃弘巳市 業務に当たる。 金交付申請の書類作成 帳の作成支援や、 験を踏まえ、市役所を が東日本大震災での経 町にも動きが広がって 長は「プロ集団による 訪れ協定締結を求めた 昨年10月、岸本会長 伊東市役所で協定締 避難所での被災者台 佃市

平成25年4月6日 朝日新聞

の東日本大震災を踏まえ、 らした台風22号や、一昨年 内各地に大きな被害をもた 10月に伊豆半島に上陸し県 目治体との協定は初めて。 金の交付申請などに対して おける被災者支援無料相談 定を締結した。大災害時に ける被災者支援協力」の協 東市と「大規模災害時にお 内容。県行政書士会と県内 成支援、被災証明、災害見舞 所の開設や被災者台帳の作 無料窓口」を設けるという 今回の協定は2004年 県行政書士会は5日、 伊

> は、車の抹消手続きなどに はない。東日本大震災直後

「まだ大きな広がり

ついて多くの相談が寄せら

県行政書士会が過去、様々 な大災害を経験している伊 の命の確認。次に当面の生 無料で手続きをする」点だ。 な災害が発生した時、伊東 帳」「被災·罹災証明」 受けるための とは、なにより家族や知人 た被災者にとって大切なこ 有料の書類作成も原則無料 この支援の特徴は「普段、 要請すると、活動が始まる。 市が県行政書士会に支援を 用された場合」などの広域 活の維持だ。公的な支援を か無料窓口で相談に乗り、 災害見舞金の交付申請し 日常の暮らしを突然失っ 「県内に災害救助法が適 「被災者台

障が出る。しかも個人情 くいうえ、生活再建にも支 士会会長は「必要な書類が れた 輪を広めていきたい」 くために、行政との連携の しを少しでも円滑にしてい ないと公的な支援が受けに 岸本敏和·静岡県行政書 (同会)。 などで支援協定を結んでい 川、長崎や千葉県内などの る」と佃弘巳市長も話す。 どによると、愛知、神奈 安全な支援体制の柱にな とって並大抵の作業ではな 疲労しきっている被災者に 再交付などの申請は、 行政書士会が県や市レベル 日本行政書士会連合会な 「市民にとって安心、

災害時支援で協定

自治体と県内初

申請や相談で

た。

県行政書士会と伊東市



弘巳伊東市長 左:佃

右:岸本敏和静岡県行政書士会長

H25. 4 No.271

「行政書士記念日電話無料相談会」実施報告

平成25年2月22日 金行政書士記念日に、静岡県行政書士会館3階会議室において、今年も電話無料相談会を開催いたしました。

相談会に先立ち、2月19日(火静岡新聞朝刊において相談会告知記事が掲載され、また、静岡県行政書士会としても、相談会当日の22日、静岡新聞朝刊に下記広告を掲載して県民のみなさまにPRしました。

相談会開催当日、事務局職員より、すでに数件のお問い合わせがあった旨の報告を受け、担当相談員は気持ちを引き締めて開始時刻の10時を迎えました。 当日は、合計で18件の相談が寄せられました。 相談内容としては、

相続	6件
贈与	2件
土地の売買に関するトラブル	2件
成年後見	2件
生活保護	1件
離婚	1件
開業	1件
その他	3 件

と、様々なご相談が寄せられました。

昨年同様、静岡新聞を見て電話を下さった方が圧倒 的に多く、「ちょっと専門家に聞いてみよう」と、お 電話いただけたことを嬉しく思いました。少しでもお 役に立てたのであれば幸いです。





平貴		5年	F(20 万元		≢) 2		19			曜日)
たのにちなみ、毎年実	行政書士法が公布され	1950年の同日に	みは不要。	を開く。事前の申し込	まで、無料電話相談会	午前10時から午後4時	県行政書士会は22日	県行政書士会		22日、無料電話相談
	3003><°	〈電054 (254)	相談は県行政書士会	問い合わせ、当日の	る。	など個人の相談に応じ	談書の作成、遺産相続	対象にした相談や、示	や土地開発など企業を	施している。事業認可

平成24年度 新入会員特別研修会

第1回

日

時 平成24年8月22日(水) 10時00分から18時30分

会 場 もくせい会館2階第2会議室

受講者数 35名

時間	講 義 内 容		担当及び講師
10:00	開会の挨拶	理事(総務委員長)	鈴木芳雄
10:05	日程及び資料の説明	理事	神木俊典
10:10	会長挨拶	会 長	岸本敏和
10:20	静岡県法務文書課長及び担当者の紹介	司 会 者	
	静岡県経営管理部総務局法務文書課課長挨拶	課長	市川 克 次様
10:25	倫理綱領唱和	副 会 長	神尾 睦
10:35	静岡県法務文書課法規班班長 講義	法務文書課班長	森 隆 史様
	「コンプライアンスについて」		
11:00	講義		
	○行政書士の倫理と責務	理事	緒方博幸
	(実務上の注意事項について)		
	○行政書士会組織・運営について	総務委員	石井康一
	○住民票、戸籍謄本等職務上請求書について	総務委員	松浦 清
	○行政書士の取扱業務について	総務委員	古屋初男
	○日本行政書士政治連盟について	静政連幹事長	鈴木市代
11:50	質疑応答		
12:00	昼食及び休憩		
13:00	各部からの講義		
	I 風俗保健国際部		
	(1) 風俗営業・食品営業・古物営業許可申請等	常任理事	市川 未 男風俗保健国際部長
	(2) 入管・渉外家事・帰化申請等	副 会 長	後藤博行
14:00	休憩		
14:10	Ⅱ 建設法人労務部		
	(1)建設業許可申請・経営事項審査等	副 会 長	平岡康弘
	(2)法人設立手続等	常任理事	五條義 人建設法人労務部長
15:10	休憩		
15:20	Ⅲ 土木農地運輸環境部		
	(1) 農地法申請等	常任理事	日内地孝夫土木農地運輸環境部長
	(2) 自動車登録手続・車庫証明申請等	理事	佐 野 一 憲運輸環境委員長
	(3) 産業廃棄物収集運搬業許可申請	理事	佐 野 一 憲運輸環境委員長
16:20	IV 広報企画部		
	知的資産経営の研究並びに業務の推進	常任理事	岩 瀬 喜 臣広報企画部長
16:30	V 著作権について		
	著作権と著作権相談員制度	副会長	我 妻 和 男
16:40	質疑応答及び要望事項について	常任理事	中 山 正 道法務経理部長
16:50	閉会の挨拶	副会長	神尾 睦
17:00	意見交換会開会	副会長	平岡康弘
18:30	意見交換会閉会	常任理事	
	1		

第2回 日

日 時 平成25年2月19日(火)

10時00分から18時30分

会 場 もくせい会館 2 階第 1 会議室

受講者数 28名

	担当及び講師
理事(総務委員長)	鈴木 芳雄
理事	神木俊典
会 長	岸本敏和
司 会 者	
課長	市川克次様
副 会 長	神尾 睦
法務文書課班長	森 隆 史様
理事	緒方博幸
総務委員	石井康一
総 務 委 員	松浦 清
総務委員	古屋 初男
静政連副会長	神尾 睦
	市 川 未 男風俗保健国際部長
副会長	後藤博行
=u	
	月見里和夫
常任理事	五條義 人建設法人労務部長
	日内地孝夫土木農地運輸環境部長
運輸環境委員	
副会長	平岡康弘
m, 7 K	I I'' I'' I'A JA
常任理事	岩 瀬 喜 臣広報企画部長
副 会 長	我 妻 和 男
副 会 長	平岡康弘
副 会 長	神尾 睦
副会長	平岡康弘
町 云 女	1 1-3 83 344







平成25年2月19日実施

投稿

ロッシュのピストル

(静岡支部 佐藤 吉男)

(一) 望嶽亭のピストル

望嶽亭というのは、静岡市由比町西倉沢にある藤屋のことである。かつてここには、松永さだよさんが常駐していて、薩埵峠を行き来する歴史好きなハイカーたちに所蔵の陳列品をガイドしてくれたものである。その極めつけが、山岡鉄舟が置いて行ったという「ロッシェのピストル」であった。

このピストルを陳列してある説明書きには、

「幕末の人山岡鉄舟の所持していた拳銃 フランス 製回転式十進発フランス公使ロッシュより十五代将軍 慶喜公に贈られ(中略)駿府に赴く鉄舟に与えられた ものである|

と書かれている。

また、松永宝蔵氏の「望嶽亭藤屋之由来」には、

「明治元年三月七日幕臣精鋭隊長山岡鉄太郎(三十二歳)薩埵峠で官軍に迫はれ引き返し当望嶽亭の蔵屋敷で漁師に変装、隠し階段より脱出す。其の時山岡は此処に最新式フランス製十連発のピストルを残して行く。(中略)望嶽亭は現在も明治元年三月七日と変わりない建物、部屋のたたずまいとピストルが歴史を物語って居ります」

と書かれている。

これを受けて、鉄舟会の若杉昌敏氏が「危機を救った藤屋・望嶽亭」を書いて、ピストルについて次のように触れている。

「鉄舟先生が残していったフランス製十連発ピストル。1850年から1860年にフランス(パリ又はセントエチーヌ)のフェファッシュー社又はシェヌー社で作られたもので製作当時の価格は、2000フランと静岡県立大学の先生は言っています。現時点で、歴史的な価値も加えるとどれ程の鑑定価格が出るのでしょう」

そして、さらに三月九日の項で、次のように続けて いる。

「その後(時期は明確でないが)山岡が望嶽亭に寄ったそうである。主人が拳銃をお返し致しますと言ったところ、山岡は、今は平和だから要らない、とさりげなく答えて置いていったそうであるが、本心は、危機

を救ってもらった御礼の気持ちを強く込めて置いていったのではないだろうか。今、望嶽亭に残されている拳銃が、正にその拳銃なのである」。

また、若杉高敏氏は、作家の江崎淳氏の「侍たちの 茶摘み唄」の中で、この拳銃について次のように書い ていると、抜粋を引用している。

「鉄舟、懐中の奥深くから、フランス好みの慶喜が、 皇帝ナポレオン三世から、江戸にいたロッシュ公使を 通じて贈呈された十連発の拳銃――それを鉄舟が拝領 した――を出し(後略)」と。

なお、この冊子は望嶽亭を訪れる人たちに売られており、私も松永さだよさんから買い求めた。この冊子は、平成十七年(2004)三月八日が初版である。

(二) 手島英真氏からの異論

ところが、平成二十一年六月、同じ由比町の正法寺の住職・手島英真氏が、山岡鉄舟がかかわるこの望嶽亭での出来事に異論を述べて、「望嶽亭の銃舟危機救助説を質す」を書き、このピストルが一番問題だ、と言っている。少し、長くなるが、引用しよう。

「そもそも私の知る限りでは、このピストルの存在を語る最初の活字は〇・スタットラーのニッポン・歴史の宿である。(中略)幕末年表によるとロッシェ公使は慶応元年(1865)十二月十六日に将軍家茂に短銃二挺を贈るとあるが、慶喜とは前後七回も会見しているがそうした記録はない。それにしても陳列品を見ると汚れていて、革のサックのくたびれようは将軍の所持品とも思えない。その道の通に聞けば古物商から手に入るというが、添えられている銃砲登録証が昭和六十二年であるのも、どうしてそれほど遅くなったのか説明が必要であろう。さらに前将軍の下賜品をおいたままで取り戻さないところも納得できない。本来なら家宝として格護しなければならないし、幕府時代なら盗難・紛失の事故があれば切腹ものであろう」と、かなり露骨な批判をしている。

そして、若杉昌敬氏の書かれた冊子に次のような疑問を投げかけている。

まず、鉄舟の駿府急向の出だしの駆け出しについて。 東京・静岡間は百八十キロ。なぜ籠を使わないのか疑問になるといい、これに対して、途中で益満休之助を 排除しなければならなかったからだと、自答する。

スタッドラーの本には、益満の名は一切出てこない し、江崎淳氏の本では、益満は三島で下痢をして落伍 したとなっているが、これは、諸書のアレンジの違い だとしてかたづける。

そして、さらに疑問点を次のように羅列する。

薩埵峠の官軍の警戒ぶり。不便な峠でなぜ野営をしていたのか不思議だ。

峠での鉄舟の応戦。拳銃と鉄砲では飛距離が違うの で、考えられない銃撃戦である。

鉄舟は望嶽亭の存在をあらかじめ知っていただろうか、そうでなければ、救助を頼む際、あらかじめノックをしないはず。

続いて、鉄舟の土下座という仕草。これは、剣豪・ 鉄舟にとって侮辱だ。

官軍の望嶽亭の捜索の仕方。兵隊に牛蒡則を持たせたかどうか。(ちがみに峠から井上町へ下る山道を牛蒡板という。)

官軍の隊長が非礼を詫びて、望嶽亭に与えた小判二、 三枚。当時、小判は、一両二十万円相当の価値がある のだ。二、三枚というのは極めて不正確である。

官軍は望嶽亭の捜索をあきらめて、なぜ倉沢村一帯の捜索をしなかったのか。後にも先にもそんな記録はない。

最後に、西郷との会談をおえて江戸へ帰るときに、 望嶽亭へ寄りながらも、馬上から声をかけただけだと いう、鉄舟のそっけない態度が不自然。

手島英真氏は、親子二代、由比町史にたずさわるものとして、歴史に山岡鉄舟の名は出てこないと、直言する。

だから、望嶽亭の鉄舟救助説は、望嶽亭の当主だった松永宝蔵氏が、スタッドラー、江崎淳氏らの創作からヒントを得た妄作であると主張するのだ。

これは、松永さだよさんとも望嶽亭で何度か話した 私には、意外な異論であった。そこで、手島英真氏の 正法寺を訪ね、冊子数冊と由比町史二冊をいただいて 帰って来た。

それから、すこしずつ私の謎解きが始まった。

(三)「東海道の宿」と「誰も書かなかった清水次郎 長|

江崎淳氏の文章は、小説というより随説といわれ、 実説と創作が入り混じっているので、にわかに歴史的 事実とはいいがたい。そのため、歴史家泣かせの文章 である。虚構かと思えば、事実もある。

江崎淳氏は、「誰も書かなかった清水次郎長」の「鉄舟、薩埵峠の危難」の項で、

「舟の支度も出来、七郎平から手紙を受け取った山岡は、感謝の印として、護身用に持ってきた六連発のフランス製のピストルを七郎平に贈り、その両手を強く握った。(中略)当時の地下室は今もそのまま保存されているし、ピストルも大事に保管されている」と述べ、ピストルの写真を掲載している。昭和五十四年に初版が発行されているので、スタッドラーや松永宝蔵氏のものより後の作品である。

また、スタッドラーは「東海道の宿」で、「ロッシェのピストル」について次のように書いている。

「官軍の兵士がまもなく現れた。茶店の家族の家探しをして主人を拷問したが、かれから何も聞きだせず、また鉄舟が残して行った着物も拳銃も見つけることができなかった。拳銃は現在でもその家にあるが、口径半インチ以上の重い旧式の拳銃である」

手島英真氏は、スタッドラーの著述をヒントにして、 松永宝蔵氏が、望嶽亭救助説を打ち出したという。と ころが、これに対して、つい最近、平成二十四年 (2012)十一月二十八日の講演会で若杉氏の反論を聞 いた。事実はまったく逆であるというのだ。

(四) 若杉昌敬氏からの反論

特に、講演者が探し出した新事実があるとパンフレットに書かれていたので、二日日の二十九日の講演には、三十分ばかり早めに出かけて、若杉氏にあらかじめお話を伺い、名刺を交換した。

要は、望嶽亭の鉄舟危難救助説を書いたのは、スタッドラーが先か、松永宝蔵氏が先かの問題であった。手島氏がスタッドラーの本を下敷きに話を妄想したのではないかと、疑問を呈したからである。

しかし、若杉高敏氏は、スタッドラーが松永氏の話 を聞いて本を書いたのだと主張した。それというのも、 スタッドラーは、松永宝蔵氏に望嶽亭を訪問したお礼 状を書いているからだという。それによると、

「江戸時代に望嶽亭と呼ばれた西倉沢の茶亭藤屋の お話と、特に、山岡鉄舟が清水の次郎長のところへ逃 れてきたというお話について、松永家の方々がご説明して下さったことに対し、大変有難く深く感謝申し上げます。私はあなた方から項いた厚い友情とおもてなしを決して忘れることはありません。ご多幸をお祈りしております。オリバー・スタッドラー。1958、8、11」とある。

また、レジメには、スタッドラーに通訳で同行した 鈴木徹郎氏の礼状も添えられていた。

「貴重な資料を非常に多く保存されているのに驚きました。大変参考になり感謝致しております。山岡鉄 舟の話にも興味深く、機会を得て紹介したいと思って おります。昭和三十三年八月十一日、鈴木徹郎」

したがって、スタッドラーが取材に来たのは、昭和三十三年(1958)八月十一日。聞き取りした相手は、松永宝蔵氏の母、そのさん。このとき、宝蔵氏は同席して話を聞き、さだよさんは、茶菓でもてなしたという。

スタッドラーが「ニッポン歴史の宿」を出版したのは、昭和三十六年(1961)年十二月二十五日。

その後、松永宝蔵氏が「山岡鉄舟之拳銃」を書いた のは、昭和四十九年(1974)一月十二日。

江崎淳氏の「誰も書かなかった清水次郎長」が発行されたのが、昭和五四年(1979)十一月一日。

残念ながら、以上の書籍の作者はみな故人である。 これらを時系列に並べると、確かに若杉昌敏氏が言う ように、望嶽亭の鉄舟危難救助説は、実説であるとい うことになる。

(五) 山岡鉄舟の真実

それでは、山岡鉄舟は薩埵峠を越えず、舟で駿河湾を渡ったのか、その際の上陸地はどこだったのかが気になる。上陸地は三保かそれとも清水湊の日の出埠頭あたりか。現在の船宿・末広が次郎長終焉の地である。それから馬走から久能街道を経て、伝馬町へ北進したと思われるのだが。そうなると当日の駿河湾の気象が気になる。

これに関して新事実というのか、若杉昌敏氏は得意 げに、草薙神社と沼津観測所の資料をもとに、慶応四 年(1868)三月七日から十日の清水港・由比港の月齢 と潮位について語った。それによれば、七日、八日と も晴天。潮位は最大百四十センチから最小二十三セン チ。舟を漕ぎ出しても、とりたてて危険な状態ではな かったという。

鉄舟が益満休之助を同行して江戸を出発したのは、

慶応四年(1868)六日。駿府に到着したのは九日で、 伝馬町の松崎屋で西郷隆盛と会談している。七日、八 日の公の記録はないのだ。

それでは、鉄舟の駿府行きの経路を簡単に迫ってみ る。

江戸から六郷川を渡り、横浜へ。鉄舟は益満を先頭 にして長州藩士を名乗る。三月六日、小田原で、板坦 退助と近藤勇の勝沼の戦いを耳にする。箱根を越えて 三島へ。ここで益満同行説と益満脱落説があり、益満 脱落説では、益満休之助をなぜ駿府へ同行しなかった のか疑問になる。下痢を起こしたのでというのは、江 崎淳氏の小説である。それにしても本当に三島の竜沢 寺で別れたのか。鉄舟自身が、そのことを「戊辰解離 録」に書いていない。西郷と益満は薩摩同士。益満が 駿府まで同行していれば、薩埵峠を案外簡単に越える ことができたかもしれない。そうだとすれば、あえて 望嶽亭の危難救助説は不要だ。そして、益満は駿府で 西郷と尽きない話をかわしたはずだ。帰路、益満脱落 説に寄れば、鉄舟は竜沢寺で益満と合流。再び江戸へ 同行しているのだ。益満はその後、彰義隊との戦いで 戦死していて駿府まで行ったかは不明。益満が命長ら えていれば薩埵峠を越えたか、望嶽亭の助けを借りて 駿河湾を渡ったのか、語ることができたかもしれない。 「西郷山岡会見記念碑建設記念誌」では、益満が駿府 まで同行したからこそ、鉄舟が西郷と無事会見できた のだという。そして、益満こそ鉄舟・西郷の会見の陰 の立役者だとさえ言っているのだ。そうなれば、次郎 長の手引きもいらず、次郎長がいたらかえって邪魔な ことになっていただろう。

だから、私があえて問題にしたいのは、鉄舟と次郎長との関係だ。七日夜、船頭が鉄舟を次郎長の家へ連れて行くと、次郎長がすんなりと受け入れて歓待したこと。初対面のはずである。一方、鉄舟も次郎長を簡単に信用していること。鉄舟と次郎長の出会いは、少し出来過ぎの気がするのだが。そう思うのは私だけだろうか。確かに手島英真氏が言うように、どちらも清水区の住民にとっては、耳障りのよい好人物なのだ。

次郎長が咸臨丸の幕臣達を手厚く葬ったのは、まだ 後の明治四年のことである。そのことを機に、鉄舟は 次郎長と懇意になったのではなかったのか。まだまだ 疑問は尽きない。

(六)余談

余談がある。平成二十四年(2013)一月四日、久し

ぶりに由比へ降り立ち、まずは正法寺へ。しかし、手島氏は忙しいということで顔を見ることなく退散。しかし、手ぶらで帰ることもできず、由比駅前を素通りして、望嶽亭へ。振り返ると本日の富士山は絶品。まさに初富士。駿河湾は凪いでいた。部屋に明かりがついているので、玄関をあけると、松永さんの娘さんと鉄舟会副会長の松永純一さんが対応してくれた。土蔵の部屋へ入れてもらって、鉄舟が箱根で詠んだ短歌を見せていただいた。鉄舟寺の石碑を新しく拓本にしたそうである。スタッドラーからの手紙と鈴木氏の翻訳

文も、額に入れて飾ってあった。若杉氏はこれをコピーして講演のレジメとしたのだ。部屋はきれいに片付いていて、「ロッシュのピストル」が隅にあった。そして、

「おばあちゃんは、亡くなったのよ」 という娘さんの話を聞いた。去年の十一月だったそう である。私は、松永宝蔵氏が書いた弥次喜多の手ぬぐ いを求めてから、薄暗くなった道を由比駅へ向かった。 また一つ訃報の闇に枇杷の花 祖人

おわり

揭示板

平成25年度定時総会

開催日時:平成25年5月24日(金)

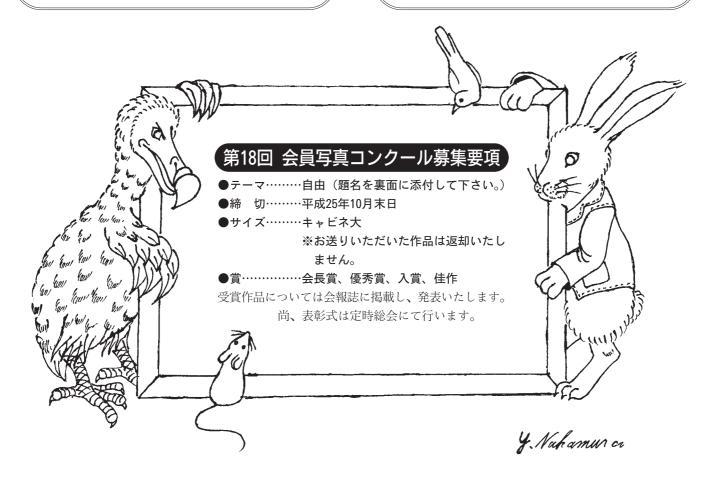
会場:ホテルサンハトヤ

伊東市湯川572-12 TEL: 0557-36-4126

平成25年度ソフトボール・ グラウンドゴルフ大会

開催日時:平成24年6月8日(土)

会 場:大井川河川敷





ほぼ完成していたBeside 8号の表紙と巻頭頁を、もっと春を感じられるようなものに差し替えようということで、急きょ4月某日、杉本広報委員と一緒に

浜松のフラワーパークを訪ねることになった。仕事を したのは彼だけで、私は地元ということで運転手をし ただけだが。

春休みも過ぎた平日にもかかわらず、園内は思ったより観賞客がいた。ソメイヨシノはもう終わっていたが、八重桜とチューリップの競演がなかなかに素敵だった。

プロ並みの撮影テクニックをもつ杉本委員の力作を 新たなBesideで、ぜひご覧ください。

もっとも、中・高年の男二人がお花畑の真ん中に佇む姿が周囲にどう映ったか? 容易に想像できますよね。

「ここにあるどんな花も、君の美しさには負けるよ」などと気障なセリフを言ってみたかった。委員会紅一点の「訳あり商品」娘をモデルに連れてくればよかった…などと彼は思っていたに違いない。 酒呑老人

4月になっても、この寒さ。不順な天候は世界で発生する様々な不穏な空気を反映しているかのようだが、季節はめぐり、小さな我が家の庭にも春が来た。赤・白・黄・青・紫、赤葉金縷梅(まんさく)・連翹(れんぎょう)・紫荊(はなずおう)・繍毬(てまり)・五月(さつき)つつじ・蒲公英(たんぽぽ)・董(すみれ)・木蓮(もくれん)・チューリップ(やっとカタカナの名に)…etc・etc…狭い庭ながらあと数十種花盛りすべて女房が集めたもの。そして餌を置いてやると、雀・目白・ひよどり・鳩その他名も知らない虫たち…みんな精一杯に生きている姿を見せてくれている。時が来れば違わず現れる生命力。人間もその一員であるということを忘れている自分でもある。

雑草と思って1本抜いたら女房に怒られた。草1本

にも慈しみのこころを人々が持ち続けていれば、など と今更思っていました。(さすれば、女房殿も怒らな かったかな?) -陽気ぼけの源氏-

昔の人は、春の気候を"三寒四温"と表現した。 そして、この原稿を書いている4月上旬は、二十四 節気では「清明(せいめい)」の頃にあたるそうだ。

万物がすがすがしく明るく美しいころ…それが「清明」である。

数個の漢字を組み合わせただけで、その光景や現象 を端的に表現する日本の文化は大切にしたいものである。

この頃、昔は気にもしなかった小さな季節の移り変わりにも敏感な自分がいる。

鳥が鳴けば喜び、花が散れば憂う…

そして、ちょっとしたことにも感動して涙ぐむ… 「花鳥風月」に機微になること、即ち老いたことだと 誰かが言っていたような気がする。

もしも、それが正しいならば、自分も確実に老いに向かっているのだなぁ、などと缶ビールを飲みながら物思いに耽る麗かな休日の昼下がりである。

自由人に憧れる小市民

広報委員会を今期で離れることになりました。最初にお話をいただいた時には「とにかく、ものすごく大変らしい!」という噂を聞いていたため、非常に不安に思っていました。が、委員会に行ってみたら、皆さん、気さくな方ばかり。私は、ほとんど役に立たず、最後までおしゃべり専門だったのですが、温かく受け入れて下さり、本当にありがとうございました。委員会の仕事は、年4回発行するため委員会の回数が他の委員会より多く、そういう意味では大変でしたが、全く苦ではありませんでした。広報委員会、みなさんも(怖がらずに)是非やってみて下さい。今までありがとうございました。

スマホ女子になった訳あり商品



静岡県行政書士会は、4月5日に伊東市と大規模災害発生時における被災者支援協定を締結しました。建物の耐震補強や、津波に備え防波堤の設置などハード面での減災整備に加え、被災後の被災者支援というソフト面での復興に貢献できるというわけです。

4月13日土曜日、兵庫県淡路島の地震から東南海地震を想像した方は多かったのではないかと思います。何時来でもおかしくないと言われている巨大地震から身を守るために、いま一度、避難袋の中身の確認や避難場所の確認、家族との連絡方法など確認してみてはいかがでしょうか。

沼津市光長寺



沼津市光長寺参道



沼津市光長寺東之坊 しだれ桜





日本行政書士会連合会・静岡県行政書士会 後援/総務省・静岡県

平成24年度 行政書士制度広報月間 10月1日~10月31日





静岡県行政書士会